

佐野市サイクルアンドバスライド事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活路線バスの停留所の近隣にサイクルアンドバスライドのための駐輪場（以下「駐輪場」という。）を設置することにより、自転車とバスを組み合わせた移動環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「生活路線バス」とは、佐野市生活路線バス運行費補助金交付要綱（令和元年佐野市告示第182号）第2条第1項に規定する生活路線バスをいう。

2 この告示において「サイクルアンドバスライド」とは、生活路線バスの停留所の近隣に設置された指定の駐輪場を利用し、生活路線バスを利用することをいう。

(利用の期間)

第3条 駐輪場の利用期間は、利用を開始した日から1年間を限度とする。

(利用の申込み)

第4条 駐輪場を利用しようとする者は、サイクルアンドバスライド駐輪場利用申込書により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、利用しようとする日（2日以上連続して利用しようとするときは、その期間の初日）の14日前から受け付けるものとする。この場合において、期間の計算に当たっては、佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日は、当該期間に算入しないものとする。

(利用者証の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、速やかにサイクルアンドバスライド駐輪場利用者証（別記様式。以下「利用者証」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 利用者は、駐輪場を利用するときは、前項の規定により交付された利用者証を自転車に掲示し、申込みに係る駐輪場において、市長が指定する場所に駐輪しなければならない。

(利用者証の再交付)

第6条 利用者証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用者

証を紛失し、汚損し、又は毀損したときは、利用者証の再交付を受けることができる。

2 利用者証の再交付を受けようとする者は、サイクルアンドバスライド駐輪場利用者証再交付申込書により市長に申し込まなければならない。この場合において、汚損又は毀損によるときは、当該利用者証を添えなければならない。

3 第1項の規定により利用者証の再交付を受けた者は、紛失した利用者証を発見したときは、速やかに、発見した利用者証を市長に返納しなければならない。

(利用の再申込み)

第7条 駐輪場の利用を開始した日から1年間を経過し、引き続き駐輪場の利用を希望するときは、サイクルアンドバスライド駐輪場利用申込書により市長に申し込まなければならない。

(利用者証の返納)

第8条 利用者は駐輪場を利用しなくなったときは、速やかに、サイクルアンドバスライド駐輪場利用者証返納届出書に利用者証を添えて市長に届け出なければならない。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) サイクルアンドバスライド以外の目的で駐輪場を利用しないこと。
- (3) 自転車を1週間以上放置しないこと。

(台帳)

第10条 市長は、サイクルアンドバスライド駐輪場利用者台帳を備え、常に利用者証の交付状況を明らかにしておかななければならない。

(公表)

第11条 市長は、駐輪場の位置、名称及び収容台数について、市のホームページ等で公表するものとする。

(責任)

第12条 駐輪場内における自転車の事故、盗難等について、市は一切の責任を負わないこととする。

(書類の様式)

第13条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

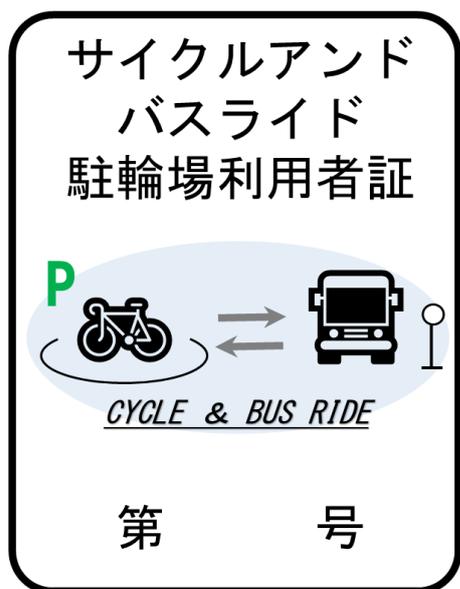
(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による駐輪場の利用の申込み及び第5条第1項の規定による利用者証の交付その他サイクルアンドバスライド事業の実施に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別記様式（第5条関係）



（縦50ミリメートル、横40ミリメートル）